

平成26年5月

中立評価手続規則逐条解説

一般財団法人ソフトウェア情報センター
ソフトウェア紛争解決センター

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則（以下「本規則」という。）は、一般財団法人ソフトウェア情報センターの紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）が行う評価（以下「中立評価」という。）に関する手続（以下「中立評価手続」という。）について必要な事項を定める。

1. 本条は、本規則が、一般財団法人ソフトウェア情報センター（ソフティック）の紛争解決センター（紛争解決センター）が行う中立評価手続について定めるものであることを規定しています。
2. ソフティックのADRには、中立評価手続の他、仲裁手続、単独判定手続及び和解あっせん手続があります。

中立評価手続と仲裁手続は、いずれも申立てに対する判断が示される手続ですが、仲裁手続は、仲裁人の判断に当事者に対する拘束力が認められる（従って、その後裁判で争うことができる。）のに対し、中立評価手続による中立評価合議体の中立評価は、当事者に対する拘束力がありません。

中立評価手続と単独判定手続は、いずれも当事者に対する拘束力のない評価が示される手続ですが、中立評価手続は、評価が紛争（トラブル）の当事者双方が参加した手続により示される手続であるのに対し、単独判定手続は、手続は一方当事者のみにより行われ、判定がなされる手続です。

和解あっせん手続は、あっせん人が、当事者の紛争解決のための自主的な合意形成を支援する手続であり、あっせん人は判断を示しません。

(中立評価の意義)

第2条 本規則における中立評価とは、申立人が申立てにかかる紛争（トラブル）の全部又は一部の争点について、法的請求権の有無、その内容及びその範囲の評価を求める申立てを行った場合にその中立評価を示すことをいう。

1. 本条は、中立評価手続によりなされる中立評価の意義に関する規定です。
2. 中立評価の対象は、申立てにかかる紛争の全部又は一部の争点に関する法的請求権の有無、その内容及びその範囲です。申立てと別の事項についての中立評価や、申立てを超えた中立

評価は行なわれません。

中立評価手続は、受理後3か月以内に中立評価を下すことが原則とされている手続であり（21条1項）、申立人は中立評価の手続の途中で申立事項を追加したり、変更することはできません（26条。但し、相手方の同意があり、中立評価合議体が相当と認めた場合は、申立事項を変更することができます。同条2文）。そのような場合は、改めて中立評価手続を申し立てる必要があります。

また、相手方が、申立人の申立てには含まれない事項について中立評価を求める場合には、相手方において別途中立評価手続を申立てる必要があります。

（申立事項）

第3条 申立人は、ソフトウェア、コンピュータシステム、コンテンツ、データベース、その他情報技術（IT）に関する民事上の紛争について、中立評価手続の申立を行うことができる。

1. 本条は、中立評価手続の申立事項に関する規定です。

2. 申立の対象となる紛争は、ソフトウェア、コンピュータシステム、コンテンツ、データベース、その他情報技術（IT）に関する取引に関する一切のトラブルです。

例えば、ソフトウェア・システム・コンテンツ・データベースの開発の進捗に関するトラブル、開発代金に関するトラブル、システム障害等開発されたソフトウェア・システム・コンテンツ・データベースの瑕疵に関するトラブル、ソフトウェア・コンピュータシステム・コンテンツ・データベースのライセンスや売買に関するトラブル、ソフトウェアの職務発明に関するトラブル等がこれに含まれます。必ずしも申立人と相手方との間に契約関係が存在する必要はありません。

なお、ソフトウェア等が関わっている場合でも、消費者契約法、割賦販売法等が問題となるような一般的な消費者トラブルは、中立評価手続の対象としておりません。

3. なお、紛争解決センターにおいて、中立評価手続の実施を不適切と判断した場合には、中立評価の申立ては受理されないことがあります（8条）。

（書類等の提出）

第4条 申立人又は相手方が紛争解決センターに提出する書類は、郵送又はファクシミリによって提出することができる。

2 申立人が提出する申立書の提出部数は、正本一通に加え、副本を中立評価人及び相手方の人数分とし、その他の書類等の写しの提出部数は、中立評価人及び相手方の人数に1を加えた合計数とする。

1. 本条は、申立人及び相手方が紛争解決センターに提出する書類に関する規定です。

2. 申立時は、紛争解決センターに提出する書類は、紛争解決センターの窓口に直接提出して下

さい（7条）。

それ以外の場合は、紛争解決センターの窓口に直接提出される他、郵送やファクシミリで提出することができます。

（代理人資格）

第5条 申立人が代理人により中立評価手続の申立を行い、又は申立人及び相手方が代理人により中立評価手続を追行する場合には、代理人は、弁護士又は紛争解決センター長が相当と認める者でなければならない。

1. 本条は、代理人となることができる者の資格に関する規定です。
2. 代理人となることができる者の資格は、弁護士又は紛争解決センター長が相当と認める者に認められます。代理人として弁理士を選任することを希望される場合は、紛争解決センターに事前にお問い合わせください。

（秘密保持義務）

第6条 紛争解決センターにおける中立評価手続はこれを秘密とし、申立人、相手方、それらの代理人は、中立評価手続の存在、内容及び結果（中立評価書の記載を含む。）についてこれを第三者に開示してはならない。

- 2 前項にかかわらず、申立人及び相手方は他方当事者の承諾がある場合、又は正当な理由がある場合には、中立評価手続の存在、内容及び結果（中立評価書の記載を含む。）を開示することができるものとする。
- 3 前項に基づき、中立評価手続の存在、内容及び結果の開示が認められる場合であっても、申立人及び相手方は、中立評価手続の内容及び結果（中立評価書の記載を含む。）を裁判手続における証拠として用いることはできないものとする。但し、他方当事者の承諾がある場合にはこの限りではない。
- 4 中立評価人、中立評価人補助者及び紛争解決センターの職員は、中立評価手続の存在、内容及び結果（中立評価書の記載を含む。）についてこれを開示してはならない。
- 5 前項の規定は、前項に掲げる職にあった者がその職を退いた後も同様とする。
- 6 前二項にかかわらず、事業報告、調査研究等の目的で申立人及び相手方の氏名・名称、事件内容等を特定しない形で利用することができる。

1. 本条は、秘密保持義務に関する規定です。

2. 中立評価手続は秘密とし、申立人、相手方及び代理人は、中立評価手続の存在、内容及び結果（中立評価書の記載を含みます。以下同じ。）について、開示することはできません（1項）。

例えば、申立人や相手方は、中立評価手続の存在、他方当事者の主張内容、他方当事者から提出された資料、中立評価の内容について、マスコミに公表したり、インターネットで公開し

たり、裁判手続で主張ないし提出したりすることはできません。

3. 例外として、申立人及び相手方は、他方当事者の承諾がある場合や、正当な理由がある場合には、中立評価手続の存在、内容及び結果を開示できる場合があります（2項）。

正当な理由が認められる場合は、例えば、捜査機関の照会及び行政官庁の照会により必要な場合や、親会社へ開示する場合、会計監査に関する監査法人へ開示する場合、企業買収のデューデリジェンスの際に相手方に守秘義務を課して開示する場合、損害保険会社に賠償責任保険金等を請求する際に必要があり開示する場合です。

4. 申立人と相手方の裁判において、他方当事者の同意がない限り、中立評価手続の内容や結果は証拠として利用できません（3項）。中立評価手続は、申立人と相手方には、申立人の申立時及び相手方の応諾時にこのことについて同意を戴き、証拠制限契約を締結戴いた上で進められます。

5. 中立評価人、中立評価人補助や及び紛争解決センターの職員は、中立評価手続の存在、内容及び結果について開示してはなりません（4項、5項）。

なお、事業報告、調査研究等の目的で、申立人、相手方の氏名や名称、事件内容を特定しない形で開示される場合があります（6項）。

第2章 申立手続

（申立の方法）

第7条 申立人は、以下の書類を紛争解決センターに提出しなければならない。

- ① 中立評価申立書
- ② 申立者が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書類
- ③ 代理人によって申立てるときは、その委任状

2 中立評価申立書には、次の事項を記載しなければならない。

- ① 申立人及び相手方の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
- ② 代理人を定めた場合は、その氏名、住所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
- ③ 中立評価申立の趣旨
- ④ 中立評価申立の理由及び立証方法

3 申立人は、申立の理由を基礎付ける証拠書類があるときは、その証拠書類の写しを紛争解決センターに提出しなければならない。

1. 本条は、中立評価手続の申立の方法について規定しています。

2. 申立人は、申立の際に、以下の書類を提出して下さい（1項）。

- ① 中立評価申立書
- ② 申立人が法人であるときは、代表者の資格を証明する書類（全部事項証明書等）
- ③ 代理人による場合には、委任状

3. 中立評価申立書には、以下について記載する必要があります（2項）。
 - ①申立人と相手方の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号、Fax番号、メールアドレス
 - ②代理人を定めた場合は、その氏名、住所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
 - ③中立評価申立の趣旨（申立によって求める中立評価の内容）
 - ④中立評価申立の理由及び立証方法
4. 申立人は、申立を基礎づける証拠書類がある場合には、申立の際に、紛争解決センターに対し、証拠書類の写しを提出する必要があります（3項）。

（中立評価申立の受理又は不受理）

第8条 紛争解決センターは、中立評価申立書の内容を審査し、中立評価手続の実施の可否を検討するものとし、実施が適切であると認められる場合には中立評価申立を受理し、不適切であると認められる場合には中立評価の申立を受理しないものとする。

- 2 紛争解決センターは、前項の検討にあたり、運営委員会の意見を聴取することができます。

1. 本条は、中立評価申立の受理又は不受理について規定しています。
2. 申立がなされた後、紛争解決センターは、申立書の内容を審査し、中立評価手続の実施の可否を検討します。
実施が適切であると認められる場合は申立を受理します。不適切であると認められる場合には申立を受理しません（1項）。
3. 紛争解決センターは、受理するか受理しないかを判断するにあたり、運営委員会の意見を聴取することができます（2項、仲裁、中立評価、単独判定及び和解あっせん事務規程第4条）。

（応諾確認）

第9条 紛争解決センターは、中立評価申立書を受理した場合には、相手方に対して中立評価申立書及び申立人から提出された証拠書類の副本を送付するものとし、中立評価手続に応諾するか否かを確認する。但し、予め相手方が書面により応諾している場合にはこの限りではない。

- 2 紛争解決センターは、相手方が中立評価手続に応諾した場合には、中立評価手続を実施するものとし、不応諾の場合には申立を却下するものとする。なお、相手方は応諾を撤回することはできないものとする。
- 3 中立評価手続の申立があった場合、相手方が応諾の可否を判断するために申立人との協議を求めることができるものとし、協議の求めがあった場合には紛争解決センターにおいて協議を行うものとする。

1. 本条は、申立に対する相手方の応諾の確認手続について規定しています。
2. 中立評価手続は、紛争の当事者双方からなされた主張、提出された証拠資料をもとに、評価を示す手続です。

従って、紛争解決センターは、申立の受理後、相手方に申立書及び申立人から提出された証拠書類を送付して、相手方に応諾するか否かを確認します（1項本文）。

但し、相手方が、既に書面により応諾している場合には、この限りではありません（同項但し書）。

3. 相手方が応諾した場合には中立評価手続が実施されますが、相手方が応諾しなかった場合は、申立は却下されます（2項1文）。

応諾した相手方は、後に応諾を撤回することはできません（同項2文）。

第3章 中立評価人

（中立評価合議体）

第10条 紛争解決センターにおける中立評価手続は、主任中立評価人及び2名の陪席中立評価人により構成される合議体（以下「中立評価合議体」という。）が行うものとする。

1. 本条は、中立評価合議体の構成について規定しています。
2. 中立評価合議体は、主任中立評価人と2名の陪席中立評価人により構成されます。

（中立評価人の選任）

第11条 主任中立評価人及び陪席中立評価人は紛争解決センター長が選任する。

2. 紛争解決センター長が中立評価人を選任するにあたっては、選任される者の公正性及び独立性に配慮しなければならない。
3. 申立人及び相手方は、和解あっせん手続規則第19条を準用し、中立評価人の忌避を求めることができる。この場合、同規則の「あっせん人」を「中立評価人」と読み替えるものとする。

1. 本条は、中立評価人の選任について規定しています。
2. 主任中立評価人と2人の陪席中立評価人は、紛争解決センター長が選任します（1項）。
3. 紛争解決センター長は、中立評価人を選任するにあたり、選任される者の公正性と独立性に配慮するものとします（2項）。
4. 申立人及び相手方は、紛争センター長が選任した中立評価人について中立評価手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由があるときは、当該中立評価人について忌避を求めることがあります（3項）。

この場合、和解あっせん手続規則第19条が準用され、以下のようない手続となります。

- ・忌避は、中立評価人の選任の連絡の書面を受領した日または選任された中立評価人について中立評価手続の公正な実施を妨げるおそれがあることを知つてから15日以内に紛争解決センターに書面を提出して行わなければなりません。提出する書面には、忌避を申し立てる者の氏名、忌避の対象となるあっせん人の氏名及び忌避を申し立てる理由を記載しなければなりません（同条3項）。

- ・忌避の申立てがされた場合には、紛争解決センターの職員は、速やかにその旨を当事者（忌避を申し立てた者を除く。）及び中立評価人あっせん人に通知します（同条4項）。
- ・紛争解決センター長は、忌避の申立てがあったときは、忌避の当否について、速やかに運営委員会の審議に付します（同条5項）。
- ・運営委員会の審議の結果が忌避の申立てに理由があるとするものであるときは、紛争解決センター長は、直ちに当該あっせん人を解任するものとします。この場合、センターの職員は、当事者及び中立評価人に忌避の申立てに理由があること及び紛争解決センター長が中立評価人を解任したことを通知するものとします（同条6項）。
- ・運営委員会の審議の結果が忌避の申立てに理由がないとするものである場合は、センターの職員は、速やかにその旨を当事者及び中立評価人に通知します（同条7項）。
- ・解任の通知は配達証明郵便又はこれに準ずる方法で行われ、紛争解決センター長は速やかに後任の中立評価人を選任します（同条8項）。

(中立評価人の辞任)

第12条 中立評価人は、正当な理由がある場合には、その理由を添えて紛争解決センター長に辞任を申し出ることができ、紛争解決センター長は、運営委員会の意見を聴いた上でかかる申し出を認めることができる。この場合、紛争解決センター長は速やかに新たに中立評価人を選任する。

1. 本条は、中立評価人の辞任に関する規定です。
2. 中立評価人は、正当な理由がある場合には、紛争解決センター長に辞任を申出ることができ、紛争解決センター長は、運営委員会の意見を聞いた上で、辞任を認めることができます。辞任が認められた場合は、紛争解決センター長は、速やかに新たに中立評価人を選任します。

(中立評価人の責務)

第13条 中立評価人は、この規則その他中立評価に関する規程に従い、独立して公正かつ迅速に処理しなければならない。

1. 本条は、中立評価人の責務に関する規定です。
 2. 中立評価人は、本中立評価手続規則その他の規程に従い、独立して、申立を公正かつ迅速に処理するものとします。
- なお、中立評価は、原則として申立の日から3か月以内に行うものとされています（21条）。

(中立評価人補助者)

第14条 紛争解決センター長は、中立評価人の請求を受けて、中立評価人補助者を選任するこ

とができる。

2 中立評価人補助者は、中立評価人の指示に従い次の各号の事務を行う。

- ① 中立評価期日又は準備期日の立合い
- ② 中立評価に関する事項の調査
- ③ 中立評価人に対する意見の提出
- ④ その他中立評価人が必要と認める事項

1. 本条は、中立評価人補助者に関する規定です。

2. 中立評価人補助者は、中立評価人の請求を受けて、紛争解決センター長が選任します（1項）。

3. 中立評価補助者は、中立評価人の指示に従い、中立評価期日や準備期日の立ち会い、中立評価に関する事項の調査、中立評価人に対する意見の提出、その他中立評価人が必要と認める事項を行います（2項）。

第4章 中立評価手続

(非公開)

第15条 中立評価手続は、これを非公開とする。

1. 本条は、中立評価手続の非公開を定める規定です。

2. 中立評価期日及び準備手続期日は第三者に対して公開されず、また、提出された申立書や答弁書その他の書面、証拠書類等は第三者の閲覧、謄写には供されません。

(中立評価規則の適用)

第16条 中立評価手続は、この規則に定めるところにより行う。但し、この規則に定めのない事項については主任中立評価人の定めるところにより行う。

1. 本条は、中立評価規則の適用に関する規定です。

2. 中立評価手続は、本中立評価規則の規定に従って行われ、本中立評価規則に定めのない事項は、主任中立評価人の定めるところにより行われます。

(中立評価人選任の通知等)

第17条 紛争解決センターは、中立評価手続開始後、速やかに中立評価人の氏名、第1回中立評価期日の日時、中立評価場所、その他必要な事項を申立人及び相手方に通知しなければならない。

1. 本条は、中立評価人の選任の通知等に関する規定です。
2. 紛争解決センターは、中立評価手続開始後、速やかに中立評価人の氏名、第1回中立評価期日の日時、中立評価場所、その他必要な事項を申立人及び相手方に通知します。

(中立評価手続における答弁書の提出)

第18条 紛争解決センターは、相手方に対して、第1回中立評価期日の相当期間前までに中立評価申立書に対する相手方の主張を記載した答弁書の提出を求めることができる。

- 2 前項の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
 - ② 代理人を定めた場合は、その氏名、住所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
 - ③ 事件番号
 - ④ 答弁の趣旨
 - ⑤ 答弁の理由及び立証方法
- 3 相手方は、答弁書の理由を基礎付ける証拠書類があるときは、速やかにその証拠書類の写しを紛争解決センターに提出しなければならない。

1. 本条は、第1回期日までに相手方が提出すべき書類に関する規定です。
2. 紛争解決センターは、相手方に対して、第1回中立評価期日の相当期間前までに、答弁書の提出を求めることができます（1項）。
3. 答弁書には、以下について記載する必要があります（2項）。
 - ①当事者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス」
 - ②代理人を定めた場合は、その氏名、住所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
 - ③事件番号
 - ④答弁の趣旨（申立された中立評価の内容を、認めるか、認めないか、又は部分的に認めるか）
 - ⑤答弁の理由及び立証方法
4. 相手方は、答弁書の理由を基礎付ける証拠書類があるときは、速やかにその証拠書類の写しを紛争解決センターに提出する必要があります（3項）。

(期日)

第19条 中立評価合議体は、期日を主催し、手続の進行に関する一切の事項を定める権限を有する。

- 2 中立評価のための期日は、申立人及び相手方の双方の出席を求め、口頭で行うものとする。但し、中立評価合議体の判断に基づき、申立人及び相手方が書面を提出することにより、申立人及び相手方の出席がない場合であっても期日を実施することができるものとする。
- 3 中立評価合議体は、期日外であっても、適宜、申立人又は相手方に対して、主張の整理、補

充、証拠書類の提出、その他必要な対応を求めることができるものとし、現場検証その他必要があると認める場合は、相当と認める場所において期日を開催することができる。

4 紛争解決センターは、特別の事情がない限り、期日の7日前までに申立人及び相手方に期日及びその実施場所を通知しなければならない。

1. 本条は、期日に関する規定です。

2. 期日は、中立評価合議体が主催します。中立評価合議体は、手続の進行に関する一切の事項を定める権限を有します（1項）。

なお、中立評価合議体が、申立人又は相手方以外の第三者に対し、利害関係人として期日に出席することを認める場合がありますが、この場合は、中立評価合議体は、当該第三者に対し、当該中立評価手続の存在、内容、当該期日の内容に関し、秘密保持義務を課すものとします。

3. 中立評価のための期日は、中立評価合議体が申立人及び相手方の双方の出席を求め、口頭で行われます。但し、中立評価合議体の判断に基づき、申立人及び相手方は出席せず、書面を提出することにより期日を実施することができます（2項）。

4. 中立評価合議体は、期日外であっても、適宜、申立人又は相手方に対して、主張の整理、補充、証拠書類の提出、その他必要な対応を求めることができます（3項）。

また、中立評価期日及び準備手続期日は、原則として紛争解決センター（ソフティックの所在地）において開催されますが、現場検証その他必要があると認められる場合は、相当と認める場所において期日を開催することができます（同項）。

5. 紛争解決センターは、特別の事情がない限り、中立評価期日の7日前までに申立人及び相手方に中立評価期日及び中立評価の場所を通知します（4項）。通常は、初回の中立評価期日は、相手方の応諾後速やかに通知され、その後は期日の開催時に申立人及び相手方の都合を確認した上で次回期日が決定され、連絡されます。

（審理の方式）

第20条 中立評価合議体は、申立人及び相手方から提出された書面及び期日における申立人及び相手方の口頭での主張に基づき審理を行うものとする。

2 中立評価合議体が必要と認める場合には、第三者に事実関係等の調査を外部委託することができる。

1. 本条は、中立評価手続に関する審理の方式に関する規定です。

2. 中立評価合議体は、申立人及び相手方から提出された申立書、答弁書、その他主張を記載した書面、証拠書類等の書面や期日における申立人及び相手方の口頭での主張に基づき審理を行います（1項）。

3. 中立評価合議体が必要と認める場合には、第三者に事実関係等の調査を外部委託することができます（2項）。

(審理期間)

第21条 中立評価は、原則として中立評価申立を受理した日から3ヵ月以内に下すものとする。

2 事案の性質により、前項に定める審理期間を超えて審理を実施することができる。

1. 本条は、審理期間に関する規定です。

2. 中立評価は、原則として中立評価申立を受理した日から3ヵ月以内に下すものとされていませんが、事案の性質により、前項に定める審理期間を超える場合があります（1項、2項）。

第5章 中立評価

(中立評価)

第22条 中立評価合議体は、申立事項について中立評価をするに熟したと認めたときには、審理の終了を宣言し、中立評価を下すものとする。

2 中立評価合議体は、審理の結果、中立評価をすることが不適切であると認めるに至ったときには中立評価を下すことなく中立評価手続を終了するものとする。

3 中立評価合議体は、申立人又は相手方の求めに応じて解決案の提示を行うことができるものとする。

1. 本条は、中立評価合議体が示す中立評価に関する規定です。

2. 中立評価合議体は、申立事項について中立評価をするに熟したと認めたときには、審理の終了を宣言し、中立評価を下します（1項）。

3. 中立評価合議体は、審理の結果、中立評価をすることが不適切であると認めるに至ったときには中立評価を下すことなく中立評価手續を終了します。

4. 中立評価合議体は、申立人又は相手方の求めがあった場合、申立事項について中立評価をするに熟した場合であっても熟していない場合であっても、申立人及び相手方に解決案の提示を行なうことができます（3項）。

(中立評価の効力)

第23条 中立評価の効力は、中立評価人又は中立評価合議体の意見であり法的拘束力を有しないものであり、紛争解決センター及び中立評価人は中立評価について一切責任を負わないものとする。

1. 本条は、中立評価の効力に関する規定です。

2. 中立評価には法的拘束力はなく、中立評価について紛争解決センター及び中立評価人は責任

を負いません。

(中立評価書)

第24条 中立評価合議体は、中立評価の結論について中立評価書を作成しなければならない。

ただし、第22条第2項の定めにより終了する場合、又は中立評価手続の申立を却下する場合には、申立人及び相手方に対して口頭で言い渡すことができる。

2 中立評価書には中立評価の理由を記さなければならない。

3 紛争解決センターは中立評価書の写しを申立人及び相手方に送付しなければならない。

1. 本条は、中立評価合議体が作成する中立評価書に関する規定です。

2. 中立評価合議体は、中立評価の結論について中立評価書を作成します。但し、中立評価合議体が中立評価をすることが不適切であると判断したために中立評価手続が終了する場合や、28条の規定により中立評価手続の申立を却下する場合には、中立評価書を作成せず、申立人及び相手方に対して口頭で言い渡すことができます（1項）。

3. 中立評価書には中立評価の理由が記されます（2項）。

4. 作成された中立評価書の写しは、紛争解決センターから申立人及び相手方に送付されます。

(不服申立)

第25条 中立評価に対しては不服を申し立てることはできない。

1. 本条は、中立評価に対しては不服を申し立てることはできないことを定めた規定です。

2. 中立評価には拘束力はないため、不満のある当事者は裁判で争うことができます。

第6章 中立評価申立の取下・変更・その他の終了事由

(申立の取下又は変更)

第26条 中立評価手続の申立は、相手方の応諾後は相手方の同意ない限り、取下げ又は申立事項の変更はできないものとする。但し、相手方の同意がある場合（中立評価人選任後は、これに加えて中立評価合議体が相当と認めた場合）はこの限りではない。

1. 本条は、申立の取下げや変更に関する規定です。

2. 申立人は、相手方の応諾後は相手方の同意ない限り、申立を取下げたり、申立事項を変更することはできません。但し、相手方の同意があり、中立評価合議体が相当と認めた場合はこの限りではありません。

(中立評価手続の却下)

第27条 中立評価合議体は、次の各号の事由がある場合には、中立評価を行わずに手続を中止し、中立評価申立を却下することができる。

- ① 申立人又は相手方が正当な理由なく中立評価期日に出席しないとき
- ② 申立人又は相手方が中立評価合議体の指揮に従わないとき
- ③ 申立人又は相手方が手数料その他中立評価に要する費用を定められた期日に納付しないとき

1. 本条は、中立評価合議体が中立評価申立を却下する場合に関する規定です。
2. 中立評価合議体は、以下の場合には、中立評価を行わずに手続を中止し、中立評価申立を却下することができます。
 - ①申立人又は相手方が正当な理由なく中立評価期日に出席しないとき
 - ②申立人又は相手方が中立評価合議体の指揮に従わないとき
 - ③申立人又は相手方が手数料その他中立評価に要する費用を定められた期日に納付しないとき

第7章 和解あっせん後中立評価手続

(和解あっせん手続からの移行手続)

第28条 紛争解決センターにおける和解あっせん手続が不調となり、和解あっせん手続の当事者双方が合意する場合には、和解あっせん後の中立評価手続（以下「和解あっせん後中立評価手続」という。）を行うことができる。

1. 本条は、和解あっせん手続から、中立評価手続に移行する場合（和解あっせん後中立評価手続）に関する規定です。
2. 紛争解決センターにおける和解あっせん手続が不調により終了し、和解あっせん手続の当事者双方が合意した場合には、和解あっせん後中立評価手続に移行します。

(和解あっせん後中立評価手続の申立)

第29条 和解あっせん後中立評価手続の申立は、当事者が合意の上、和解あっせん手続終了後2週間以内に、当事者のいずれか一方が行うものとする。

2. 前項の申立に際し、和解あっせん手続の当事者は相手方の同意を得た上で、中立評価を求める範囲を明示するものとする。

1. 和解あっせん後中立評価手続の申立についての規定です。
2. 申立は、和解あっせん手続終了後2週間以内に、当事者のいずれか一方が中立評価申立書により行います（1項）。
3. この申立に際し、申立人は、中立評価を求める範囲等が明示された相手方の「同意書」を添

付してください。

4. 和解あっせん後中立評価手続の場合の費用は、和解あっせん手続における「申立手数料」及び「期日手数料」に、中立評価手続における「期日手数料」及び「中立評価手数料」（紛争請求額により算定）が加算された金額になります。

(和解あっせん後中立評価の中立評価人及び中立評価手続)

第30条 和解あっせん後中立評価の場合、原則として中立評価人は従前の和解あっせん手続を担当した者の中から選任されるものとする。

- 2 和解あっせん後中立評価の場合、当事者は和解あっせん手続で提出された資料を利用できるものとし、中立評価合議体は同資料を中立評価の基礎資料とすることができる。但し、当事者双方が資料の利用を希望しない場合にはこの限りではない。

1. 本条は、和解あっせん後中立評価の中立評価人及び資料に関する規定です。
2. 和解あっせん後中立評価の中立評価人は、原則として、従前の和解あっせん手続を担当した者の中から選任されます（1項）。
3. 当事者は和解あっせん手続で提出された資料は、和解あっせん後中立評価手続において、中立評価合議体の判断資料となります。

但し、当事者双方が資料の流用をしないことを希望した場合は、当該資料は流用されません。

(準用)

第31条 前三条に定める他、和解あっせん後中立評価手続については本規則を準用する。

1. 和解あっせん後中立評価手続については、28条から30条が適用されるほか、本規則の他の規定が準用されます。

第8章 雜 則

(中立評価費用)

第32条 申立人は、紛争解決センターに対し、中立評価手続申立に際し、別に定める中立評価料金規則に従い、申立手数料を納付しなければならない。但し、和解あっせん後中立評価手続についてはこの限りではない。

- 2 申立人又は相手方は、前項に定めるほか、中立評価料金規則の定めるところに従い、中立評価に必要な実費等の費用を紛争解決センターに支払わなければならない。

1. 本条は、費用に関する規定です。

2. 申立人は、紛争解決センターに対し、中立評価手続申立の際に、中立評価料金規則に従って申立手数料を納付する必要があります（1項）。但し、和解あっせん後中立評価手続の申立手数料の納付は必要ありません。
3. 申立人と相手方は、中立評価料金規則の定めるところに従い、中立評価に必要な実費等の費用を紛争解決センターに支払う必要があります（2項）。
4. 費用が支払われない場合、申立は却下されます（27条③）。

（使用言語等）

第33条 中立評価手続は、日本語で行う。但し、紛争解決センター長が認めたときは、この限りではない。

- 2 中立評価合議体は、申立人又は相手方に対して、外国語によって作成された書類に訳文を添付することを求めることができます。
- 3 中立評価合議体は、必要と認めるときには、申立人又は相手方の意見を聴取したうえで、第三者に翻訳又は通訳を委嘱することができます。

1. 本条は、使用言語等に関する規定です。
2. 中立評価手続は、原則として、日本語で行われます。但し、紛争解決センター長が認めたときは、他の言語により行うことができます（1項）。
3. 申立人又は相手方が外国語によって作成された書類を提出する場合には、中立評価合議体は、申立人又は相手方に対して、日本語の訳文を添付することを求めることができます（2項）
4. 中立評価合議体は、必要と認めるときには、申立人又は相手方の意見を聴取したうえで、第三者に翻訳又は通訳を委嘱することができます（3項）。

了